

## だいしんアンサーサービス利用規定

### 第1条（だいしんアンサーサービス）

アンサーサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下、「依頼人」といいます。）の占有・管理する端末機（以下、「端末機」といいます。）による依頼に基づき、次の取引を行う場合に利用できます。

1. サービス利用口座に対する所定の照会および通知。

### 第2条（照会）

1. 推奨の回線で、照会を利用できる端末機は次のとおりとします。
  - (1) ダイヤルホン式電話（以下、「ダイヤルホン」といいます。）
  - (2) プッシュホン
  - (3) ファクシミリ
  - (4) VALUX端末（HU・SPC）
2. 本サービスにより照会を行う場合は、操作手順に基づいて、所定の内容を端末機により操作してください。
3. 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号およびサービス利用口座の口座番号が、届出の暗証番号およびサービス利用口座の口座番号と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末機に返信します。

### 第3条（通知）

1. 推奨の回線で、通知に利用できる端末機は次のとおりとします。
  - (1) ダイヤルホン
  - (2) プッシュホン
  - (3) ファクシミリ
2. 本サービスにより通知を受信する場合は、操作手順に基づいて、所定の内容を端末機より操作してください。
3. 前項の操作により受信者が入力した確認コードが正当な確認コードであった場合、または受信者が入力した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は、受信者を依頼人とみなし、サービス利用口座の明細情報を依頼人の端末機に送信します。

### 第4条（手数料等）

本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料をお支払いいただきます。

#### 第5条（取引内容の確認）

依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

#### 第6条（暗証番号等の管理）

1. 端末機、および暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。
2. 端末機は常に依頼人本人の占有・管理下に置き、他人への貸与等を行わないでください。
3. 端末機、暗証番号は「しんきん ANSER（通知・照会・情報案内）サービス申込書」により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
4. 端末機、暗証番号につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

#### 第7条（免責事項）

1. 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となったりした場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・インターネットの不通により、取扱いが遅延したり不能となったりした場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が意思確認コードを受信する前に回線等の切断・障害等により取扱いが中断したと判断される場合は、取扱内容を取引店にご確認ください。
3. 電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、相応の安全措置を講じている限り、そのために生じた損害については責任を負いません。
4. 当金庫以外の金融機関等の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となったりした場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 第8条（届出事項の変更）

1. 暗証番号、サービス利用口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取引店に直ちに届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達し

たものとみなします。

#### 第9条（都合解約）

この取扱いは、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。

#### 第10条（強制解約）

1. 依頼人が、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、依頼人に事前通知することなく本契約を解約することができます。
  - (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
  - (2) 当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払が遅延した場合。
  - (3) 当金庫との取引約定に違反した場合、その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
  - (4) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫において依頼人の所在が不明となった場合。
  - (5) 支払の停止または破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立ておよび、融資の代位弁済、債務整理に伴う弁護士からの受任通知到達の場合。
  - (6) 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。
  - (7) 電子交換所、または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - (8) 各種暗証番号の不正使用があったとき。または本サービスを不正利用したとき。
  - (9) 第11条（反社会的勢力の排除）に定める各号の一つにでも該当したとき。
  - (10) 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

#### 第11条（反社会的勢力の排除）

依頼人が次の各号の一つにでも該当したときは、当金庫は依頼人に通知することにより本契約を解除することができるものとします。この場合、当金庫が、解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

1. 依頼人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 依頼人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合。
- (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為。
  - (5) その他(1)から(4)に準ずる行為。

#### 第12条(届出印)

1. 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けの印章を使用してください。
2. 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、責任を負いません。

#### 第13条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定(定期性総合口座取引規定を含みます。)、各種定期預金規定、積立定期預金規定、定期積金(スーパー積金)規定、振込規定、カードローン規定ならびに一般当座勘定規定等の当金庫の規定により取扱います。

#### 第14条(サービス内容・規定の変更)

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更するものとします。
2. 前項の規定によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を当金庫ホームページその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 第 15 条（契約期間）

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、依頼人または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

#### 第 16 条（機密保持）

依頼人は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

#### 第 17 条（準拠法・管轄）

本契約および本サービスの準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 18 条（譲渡・質入・貸与等の禁止）

本契約に基づく依頼人の権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

#### 第 19 条（サービスの停止・終了）

1. 当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。
2. 1年以上にわたり、この取扱いによる照会または通知が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがあります。
3. 当金庫は、当金庫の都合により、本サービスを終了することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスは利用できなくなります。

以 上